

第31回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年1月29日(水)午後3時00分から午後4時10分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿 多目的ホール

3 出席委員(22名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	香西	浩志
	2番	菅野	能稔
	3番	高野	英一
	4番	渡邊	ひろ子
	5番	井田	留吉
	8番	橋本	浩弥
	9番	高橋	孝二
	10番	深松	俊英
	11番	蛭原	一治
	12番	石川	雅洋
	13番	森	勤子
	14番	飛田	榮
	15番	齊藤	正孝
	16番	西田	利幸
	17番	帰山	茂義
	18番	吉田	正宏
	19番	中村	富士男
	20番	棚	範貴
	21番	澤邊	佳範
	22番	松本	誠

4 欠席委員(2名)

6番	齊藤	一男
7番	前川	厚司

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

第3号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農用地の買入協議に係る要請について

第2号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について

第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

第4号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 第5号 農地法第4条の規定による許可申請について
 第6号 現況証明について
 第7号 農地の賃借料情報について
 第8号 農地法第3条に規定する下限面積の設定について

協議

- 第1号 農業委員会の法令遵守申し合わせ決議

- 6 事務局長 廣瀬 紀幸
 忠類支局長 高橋 宏邦
 農地振興係長 岩岡 夢貴
 忠類支局農地振興係長 鈴木 亮二
 農地振興係主査 菅原美栄子

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第31回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に15番 齊藤正孝委員、16番 西田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。 会議規則第4条の規定により、6番 齊藤一男委員、7番 前川委員より欠席する旨の届出がございましたので報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。
事務局	報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」、[REDACTED] [REDACTED] 計1法人から提出がありましたのでご報告いたします。書類等完備されておりましたので受理いたしました。 以上説明を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。
議長	次に、報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題

事務局 議長 議長	といたします。 事務局から報告第2号1番の説明をいたします。 報告第2号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。 案件は議案書1ページの、今月23日に町公社が利用調整を行った1件であります。内容につきましては記載のとおりです。 以上で報告を終わります。 報告第2号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、報告第2号1番については報告のとおり承認されました。
議長 事務局 議長 議長	次に、報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第3号1番の説明をいたします。 報告第3号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。案件は議案書2ページの1件でございます。 今月21日の現地調査で現況について記載のとおり確認いたしました。 以上で報告を終わります。 報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし) 質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。
議長 事務局	次に、議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。 議案第1号1番について事務局から説明を申し上げます。 議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、所有権移転に係る利用調整の申出があった下記の農地について、公益財団法人北海道農業公社による買い入れが特に必要と認められるので、同法第16条第1項に基づく要請をすることについて議決を求めます。 【議案第1号1番について議案書をもとに朗読】

	以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第1号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 議案第2号1番から12番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第2号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」、農地法第18条の規定により合意解約通知があったので審議を求めます。 【議案第2号1番から10番について議案書をもとに朗読】 1番から10番は、後継者への借換えのため、解約するものです。 【議案第2号11番から12番について議案書をもとに朗読】 これらの案件は借り換えのために解約するものです。 以上の12件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされており、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。 以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番から12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第2号1番から12番は原案のとおり可決されました。
議長	次の議案第2号13番につきましては、中村委員の事案が含まれておりますの

で、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により本案件の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(19番 中村委員退席)

それでは、議案第2号13番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号13番について議案書をもとに朗読】

この件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号13番は原案のとおり可決されました。

(19番 中村委員 着席)

議長

次に、議案第2号14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号14番について議案書をもとに朗読】

この案件は借り換えのために解約するものです。

以上の1件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第2号14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第3号1番から6番について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めます。

【議案第3号1番から6番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから3ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番から6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号1番から6番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号7番、8番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号7番、8番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書4ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

15番

15番説明します。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。

借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号9番、10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号9番、10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書5ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明します。これらの案件は、前耕作者の後継者への借換えであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号9番、10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号9番、10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号11番から14番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号11番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページから7ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

10番

10番説明します。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号11番から14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号11番から14番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号15番、16番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号15番、16番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

17番

17番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号15番、16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号15番、16番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号17番、18番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号17番、18番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明します。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいますので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号17番、18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第3号17番、18番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第3号19番、20番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号19番、20番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページに記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件は、借主の経営の法人化に伴うものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

	以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号19番、20番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第3号19番、20番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号21番、22番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号21番、22番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書11ページされておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
4番	4番説明いたします。これらの案件は、更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定について問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号21番、22番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第3号21番、22番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号23番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第3号23番について議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強

化促進法第18条調査書12ページ上段のとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

19番

19番説明します。この案件は、令和元年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は買受予定者であり、意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号23番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第3号23番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第3号24番について事務局から説明をいたします。

事務局

利用権移転に移ります。

【議案第3号24番について議案書をもとに朗読】

この案件は北海道農業公社が一時貸付を行っておりますが、後継者への経営移譲に伴い借受け予定者の変更をするものであります。計画要請の内容は別添調査書12ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明します。この案件は北海道農業公社から借受けている農地の利用権を後継者へ移転するものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号24番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第3号24番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第3号25、26番について事務局から説明をいたします。
事務局	所有権に移ります。
	【議案第3号25番、26番について議案書をもとに朗読】
	以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書13ページのとおり、経営面積、従事日数など、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
21番	21番説明いたします。これらの案件は、令和元年12月に町公社が利用調整を行い、同月に買入要請を行ったものであります。譲受人は農地中間管理機構である北海道農業公社ですので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号25番、26番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第3号25番、26番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
	議案第4号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。
	【議案第4号1番、2番について議案書をもとに朗読】
	これらの案件は別添調査書1ページから2ページに記載されておりますと

おり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明します。これらの案件は、借主の経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番、2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号3番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号3番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番

18番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号4番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、後継者への経営移譲に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第4号4番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号5番、6番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号5番、6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書5ページから6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

18番 18番説明します。これらの案件は、今月21日に飛田委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号5番、6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第4号5番、6番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号7番、8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号7番、8番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書7ページから8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

21番 21番説明いたします。これらの案件は、今月21日に飛田委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号7番、8番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第4号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に、議案第4号9番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第4号9番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書9ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、借主の経営の法人化に伴う借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお詳細につきましては

は、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号9番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号9番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号10番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号10番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書10ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。

23番

23番説明します。この案件は、今月21日に飛田委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号10番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なしの声】

議長

異議なしとします。よって議案第4号10番は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第4号11番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第4号11番について議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書11ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。この案件は、今月21日に飛田委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第4号11番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第5号「農地法第4条の規定による許可申請について」、農地法第4条の規定による許可申請があったので審議を求めます。
	【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】
	この案件は、小麦乾燥庫等の建設を目的とする転用でございます。なお、農地区分は農用地であります。農用地は原則不許可であります。本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。
	なお立地基準、一般基準等の詳細につきましては別添農地転用許可申請に係る審査書に記載されているとおりでございます。よろしくお願いいたします。
	以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
20番	20番説明いたします。この案件は、今月21日に飛田委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第6号「現況証明について」を議題といたします。 議案第6号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第6号「現況証明について」、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】 以上で説明を終わります。
議長	それでは地区担当委員から、補足説明をお願いいたします。
20番	20番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月21日に飛田委員、松本委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願います。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第6号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に、議案第7号「農地の賃借料情報について」を議題といたします。議案第7号について事務局から説明をいたします。
事務局	議案第7号「農地の賃借料情報について」、次のように決定したいので審議を求めます。 農地の賃借料情報につきましては、農地法第52条の規定に、「農業委員会は農地の農業上の利用等の増進に資するため、借賃等の情報提供を行うこと」と定められており、平均額の2倍を超える賃貸借については指導することとなっております。 今回、ご審議いただく内容といたしましては、普通畑と牧草畑の賃借料でございます。 記載にあります賃借料の金額は、平成31年1月から令和元年12月までに農地

法第3条の規定による賃貸借の許可45件と 農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画の賃借権95件の合計140件を基にデータを作成しております。詳細でございますが、平均額のみ説明させていただきます。

最初に普通畑です。幕別地区低台の平均額は10,400円で前年の9,700円から700円上がっています。幕別地区高台の平均額は7,200円で、前年の8,000円から800円下がっています。忠類地区の平均額は3,600円で、前年の3,900円から300円下がっています。

次に牧草畑です。幕別地区低台は案件が無く、過去最後に有効な案件がありました平成23年の額を賃借料情報として記載しております。幕別地区高台は平成30年の額としております。これにつきましては、別紙資料をご覧ください。

1に賃借料情報の算出方法、2に平成31年・令和元年と平成30年の額と比較、3に参考としまして過去5年間の平均額を載せております。2の比較表をご覧ください。平成30年に比べ大幅に低くなっています。これは昨年、農地法第3条で極端に低い額の案件があり、それが除かれるなどした結果、算出するためのデータが3件しかなく、ご覧のような額となりました。4に記載しておりますが、賃借料情報は賃貸借の際の参考として提供するものであり、總會申し合わせ事項では「平均額の2倍以上の借地料により周辺農家の借賃が著しく引き上げをもたらす恐れがある権利取得の場合は、農業委員会として指導を行うこととする。」など、今後の賃貸借契約に影響を及ぼすことから、北海道農業会議にも相談しました結果、幕別町高台地区の牧草畑の額は平成30年の額としたいということで提案するものです。忠類地区の平均額は2,500円で、前年の3,100円から600円下がっています。

なお、この賃借料情報は農業委員会だより、町ホームページにより提供してまいります。以上、内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
 中村委員。

19番 例えば3条でやる場合、中に先ほどの基準額を超えたときは指導する必要があるということで良いのでしょうか。

事務局 そのとおりです。今も現行の公表している金額の上限の2倍以下であるかを、受付の際には確認をしながら行っております。

19番 わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。

 (発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第7号について、記載のとおり決定し、農業委員会だより及び町ホームページにより、賃借料情報の提供を行うことに異議ございませんか。

 【全員異議なしの声】

議長 異議なしとします。よって議案第7号は原案のとおり可決されました。

議長

次に、議案第8号「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」を議題といたします。議案第8号について事務局から説明をいたします。

事務局

議案第8号「農地法第3条に規定する下限面積の設定について」、次のとおり決定したいので審議を求めます。

内容のご説明をさせていただきます。下限面積については、農地法第3条第2項第5項において、権利を取得する者等の耕作をする農地や採草放牧地の面積について、北海道では2ヘクタール以上、都道府県で50アール以上を有することが定められており、幕別町では現在2ヘクタールを下限面積と定めております。この下限面積については、定められた基準に従いこれより低い下限面積いわゆる別段面積を農業委員会が定めることができるとされており、平成29年8月10日開催の三役会議において「農業委員会総会における申し合わせ事項について」の中で、毎年1月総会で審議し決定することとなっておりますことから、提案をさせていただくものでございます。下限面積をこの2ヘクタール以下で設定する場合、農地法施行規則第17条に別段面積を定める際の2つの基準が定められております。

(1)です。農地法施行規則第17条第1項第3号に基づき、経営面積が2ヘクタール未満の農家戸数が地域内の40パーセント以上である場合、2ヘクタール未満の下限面積を設定する必要があります。2015年版の農林業センサスによる幕別町の状況は、総数569戸のうち、2ヘクタール以上が523戸、2ヘクタール未満が46戸で、2ヘクタール未満の農家個数の割合は8パーセントとなっております。また、認定農業者の状況を見ましても、平成31年3月末の認定農業者481戸のうち、農地面積が2ヘクタール以上は478戸、2ヘクタール未満が3戸となっており、認定農業者の中でも2ヘクタール未満の農家個数は2パーセント以下となっております。このことから、別段面積を定める基準には該当していません。

次に(2)でございます。農地法施行規則第17条第2項に規定されておりますが、1つ目の基準に該当しなくても、新規就農を促進するために2ヘクタール以下の下限面積を設定できるとされております。その際の要件として、①遊休農地化が深刻であること、②下限面積に満たない農家が増えることで、農地の集団化などの効率的な利用の妨げにならないこと。この要件を満たせば新規参入を促進するのに適当な面積を設定できるとなっておりますが、町内の遊休農地の状況を考慮いたしますと、現状では該当しないと考えております。また、小規模な農地で花卉や野菜等の栽培が行われることが多いハウス園芸等集約的農業経営の場合は、農地法施行令第2条第3項第1号により2ヘクタールの下限面積の適用除外となり、2ヘクタール未満でも農地の権利の設定をすることができることとなっております。

事務局といたしましては幕別町の現状を検討した結果、昨年度同様に下限面積は農地法第3条第2項第5号に定める2ヘクタールが適切な面積であると考えております。なお、今回の提案が決定になった場合は、下限面積情報は町ホームページにより周知をいたします。

以上で内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議、ご決定を賜りますようお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第8号について、下限面積は農地法第3条第2項第5号の規定されている「2ヘクタール」とすることに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。
議長	次に、協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。協議第1号について事務局から説明をいたします。
事務局	協議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、協議を求めるものでございます。提案理由について説明いたします。 委員の皆様も新聞等でご承知のことと思いますが、昨年10月、本州の市、町におきまして、農業委員会会長が農地法違反と収賄の疑いで逮捕されるなど農業委員会の農地法違反等に関する不祥事が過去1年間に、前述のケースを含めて4件あり、農林水産省から2回の綱紀粛正の通知が発出されました。 これを受けて、昨年11月28日に開催されました全国農業委員会会長代表者集会で、別紙協議第1号資料の「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。 このことを踏まえて昨年12月、全国農業会議所から、この申し合わせ決議の趣旨にのっとり、各農業委員会の総会において「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施について依頼がありました。 内容につきましては、議案に記載のとおりであります。 幕別町農業委員会におきましては、以前より取り組んでいる内容ではありますが、決議いただくよう提案するものでございます。よろしくご協議のほどお願い申し上げます。
議長	提案理由の説明が終わりました。 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。協議第1号について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なしの声】
議長	異議なしとします。よって協議第1号は原案のとおり可決されました。

議長

議案は以上であります。

これをもちまして、第31回農業委員会総会を閉会します。

事務局

ご起立願います。ご苦勞様でした。